

公益社団法人福岡中部法人会の役員等の退任基準に関する内規

(目的)

第 1 条 この内規は、本会の組織及び会活動の活性化を図るため、役員等の退任基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規定は、本会の次の役員等について適用する。

- (1) 理事（専務理事を除く）
- (2) 監事
- (3) 委員会の委員長及び委員
- (4) 支部等規約に定める支部の役員

(退任基準年齢)

第 3 条 役員等の退任年齢は、満 75 歳とする。

(退任基準年齢の判定日)

第 4 条 役員等の改選が行われる年の 3 月 31 日とする。

(任期中の取り扱い)

第 5 条 役員等が任期中に第 3 条に定める退任基準年齢に達した場合は、その任期満了まで在任するものとする。

附 則

1. この規定は、役員等の改選が行われる平成 5 年 5 月の総会日から実施する。
2. 女性部会については、平成 7 年 5 月の改選期から適用する。
3. 平成 14 年 8 月 2 日 一部改正
4. 平成 16 年 8 月 5 日 一部改正
5. 平成 17 年 5 月の改選期から適用